

## 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税および市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、本人または生計を一にする配偶者かその他親族が負担すべき社会保険料の支払いを行った場合に適用されます。

### ①特別徴収(年金から天引き) 公的年金等の源泉徴収票で確認 年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載ができます)

※障害年金、遺族年金受給の人には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は右記の各担当窓口へお問い合わせください。

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください。

※証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています。

※口座振替は、平成25年度6期(平成25年12月末納期分)～平成26年度5期(平成26年11月末納期分)が対象になります。

第一表	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険料控除	217,700
-----	---	---------

第二表	社会保険の種類 源泉徴収票 のとおり	支 払 保 険 料 217,700
	合計	

※申告書記載例  
第一表 社会保険料控除 217,700

※申告書記載例  
第二表 社会保険の種類  
源泉徴収票  
のとおり 支 払 保 険 料  
217,700

### ②普通徴収 (納付書または口座振替) 納付証明書で確認

1月末ごろに、市の各担当課から送付します。

国民健康保険税  
問 収納課収納係  
☎ 72-2111  
内線132・133・134

介護保険料  
問 介護保険課介護保険係  
☎ 72-2111内線452・453

後期高齢者医療保険料  
問 国保年金課医療・年金係  
☎ 72-2111内線422・423

平成26年中(平成26年1月～12月)に納めた保険税(料)が対象となります。  
納付金額は次の方法でご確認ください。

②普通徴収(納付書または口座振替)  
の場合  
保険税(料)を実際に支払った人に適用されます。

## 電子証明書が記録された住民基本力ードでe-Taxが利用できます



電子証明書は、市区町村窓口において取得でき、住民基本台帳カード(住基カード)内に記録されます

住民基本台帳カード(住基カード)は、お住まいの市区町村で交付が受けられるICカードです。公的な本人確認書類となるほか、住基カードの交付後、さらに「公的個人認証サービスの電子証明書」の交付を受けると、一部の行政手続を自宅やオフィスのパソコンから行うことができます。

(例)e-Tax(国税電子申告・納税システム) e-LTAX(地方税電子申告・納税システム)

### 住基カードの取得に必要なもの

(1)交付手数料500円

(2)本人確認書類2点

#### ○本人確認書類とは

①運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳など(公的機関が発行した顔写真付きのもの)

②健康保険被保険者証、年金証書、年金手帳、生活保護受給証明書、預金通帳など

※①から2点または①と②から1点ずつ持参された場合は、即日交付できます

※②から2点持参された場合は、郵便による照会を行います。郵送した照会書と本人確認書類2点を持参された時点で交付します。即日交付はできません(なお、預金通帳2点は不可)

### 電子証明書の取得、更新に必要なもの

(1)取得・更新手数料500円

(2)住民基本台帳カード

(3)本人確認書類1点

(2)が顔写真付きの場合は不要

※更新は有効期限満了の3か月前から受け付けます

### 有効期間

住基カード・・・10年間

電子証明書・・・3年間

### 電子証明書の有効期間の確認方法

マイナンバー制度について  
知りたい場合はこちら

内閣官房ホームページ  
「社会保障・税番号制度」  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



コールセンター  
【日本語窓口】☎0570-20-0178  
【外国語窓口】☎0570-20-0291  
(現在は英語のみの対応)  
【受付時間】

午前9時30分～午後5時30分  
(土日祝日は除く)

### 平成28年1月から「住基カード」は「個人番号カード」に移行します

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入に伴い、住基カードは平成27年12月末をもって交付を終了し、平成28年1月から個人番号カードへ移行します。

なお、住基カードは有効期間の満了日まで引き続き利用できます。個人番号カードは、本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの各種サービスに利用できる予定です。

申問 市民課市民係  
☎72-2111内線414

## 福祉に関する4つの計画(案)について意見を募集します

- 問 提出 福祉課地域福祉係(東別館1階) ☎ 72-2111内線445 ☎ 73-2555 ☈ c-fukushi@city.ogori.lg.jp  
福祉課障害者福祉係(東別館1階) ☎ 72-2111内線442 ☎ 73-2555 ☈ fukushi@city.ogori.lg.jp  
介護保険課高齢者サービス係(本館1階) ☎ 72-2111内線454 ☎ 73-4466 ☈ koreisv@city.ogori.lg.jp  
子育て支援課子育て支援係(北別館1階) ☎ 72-2111内線472・473 ☎ 72-7481 ☈ kosodate@city.ogori.lg.jp  
〒838-0198 小郡市小郡255-1

市では、福祉に関する次の4つの計画(案)の策定を進めています。これらの計画(案)に対する意見を募集します。

### ○小郡市地域福祉計画(案)・・・福祉課地域福祉係

地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組みを定める計画です。地域で福祉活動を進めるための、市民一人ひとりの役割や地域において取り組むこと、行政機関がどのような支援を行っていくのかなどについて示します。

### ○第4期小郡市障害福祉計画(案)・・・福祉課障害者福祉係

障害のある人が、日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの展開の方向性や提供体制の確保に関する基本事項を定める計画です。障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業について、各年度における必要なサービス量の見込みなど具体的な数値や、サービス等の提供に関する体制づくりなどを示します。

### ○小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)・・・介護保険課高齢者サービス係

高齢者福祉計画は、高齢者全般に関する理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、地域ぐるみで見守りながら地域全体で高齢者を支えるまちづくりを目指した総合的な計画です。

介護保険事業計画は、適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量などの見込みとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

### ○小郡市子ども・子育て支援事業計画(第1期)(案)・・・子育て支援課子育て支援係

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定する計画です。子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進などについて示します。

#### 募集期間

1月19日(月)～1月30日(金)

#### 意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学の人

#### 各計画(案)の閲覧・意見用紙設置場所

- ①各担当窓口(福祉課、介護保険課、子育て支援課)
- ②各校区公民館(三国、東野、立石、御原、味坂)、小郡交流センター、のぞみが丘生楽館
- ③あすてらす
- ④市ホームページ

#### 提出方法

窓口、郵送、ファクス、Eメール

※いただいたご意見には、個別の回答はいたしません

## 小郡市食料・農業・農村基本計画(案)について 意見を募集します

問 提出 農業振興課農政係(南別館2階)☎72-2111内線113㈹72-9745✉noshin@city.ogori.lg.jp  
〒838-0198 小郡市小郡255-1

市民の食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代へ引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、平成25年10月に、「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

条例に基づいた施策を推進するため、基本計画(案)を策定します。この基本計画(案)に対する意見書を募集します。

**募集期限** 2月9日(月)

### 意見を提出できる人

- 市内に在住または通勤、通学している人
- 市内に事業所を有する法人その他の団体

### 計画(案)の閲覧・意見書用紙設置場所

- ①農業振興課(市役所南別館2階)
- ②各校区公民館(三国、東野、立石、御原、味坂)、小郡交流センター、のぞみが丘生楽館
- ③あすてらす
- ④市ホームページ

### 提出方法

窓口、郵送、ファックス、Eメール

### 記載事項

氏名、住所、電話番号及び意見

### 注意事項

意見については個別に回答せず、意見の概要とそれに対する考え方を市ホームページなどで個人情報に配慮のうえ一定期間公表します。また、提出された意見は返却しません。

## 西鉄三国が丘駅東口にエレベーターを設置しました

問 道路建設課道路推進係☎72-2111内線322、323

駅のバリアフリー化を図るため、西鉄三国が丘駅東口にエレベーターを設置しました(写真左の縦に長い部分)。平成25年度に設置されたホームと改札を繋ぐエレベーターの2基に加え、3基目となります。

また、平成27年度は西口へのエレベーターの設置を予定しています。



▲西鉄三国が丘駅（東口側から撮影）